

許可基準 <条例第 12 条>

		重点制限区域	一般制限区域	制限緩和区域	
共通基準		①蛍光・発光又は反射を伴う塗料又は材料を用いていないこと。 ②光源が点滅するもの、光源(ネオン管に限る。)が露出するもの又は映像装置若しくはこれに類するものを使用しないこと(重点制限区域に限る)。			
(ア)屋上広告物	一基当たり	縦	建築物の高さの 1/3 以内	建築物の高さの 1/3 以内	建築物の高さの 2/3 以内
		横	建築物の幅の範囲内	建築物の幅の範囲内	建築物の幅の範囲内
		面積	壁面の 1/10 以内	—	—
(イ)壁面広告物	一基当たり	縦	建築物の高さの 1/2 以内	建築物の高さの 1/2 以内	建築物の高さの範囲内
		横	建築物の幅の範囲内	建築物の幅の範囲内	建築物の幅の範囲内
		面積	取付壁面の 1/5 以内	取付壁面の 1/5 以内	取付壁面の 1/5 以内
	総表示	面積	1 建築物につき 30 m ² 以内	1 建築物につき 50 m ² 以内	—
(ウ)突出広告物		・上端が取付壁面の高さを超えないこと。 ・取付壁面から 1m 以内 ・地上から最下端まで距離 車道上は 4.7m 以上 (歩道上は 2.5m 以上) ・掲出個数:1 建築物につき 2 個以内	・上端が取付壁面の高さを超えないこと。 ・取付壁面から 1m 以内 ・地上から最下端まで距離 車道上は 4.7m 以上 (歩道上は 2.5m 以上)	・上端が取付壁面の高さを超えないこと。 ・取付壁面から 1.5m 以内 ・道路上へ 1m 以内 ・地上から最下端まで距離 車道上は 4.7m 以上 (歩道上は 2.5m 以上)	
(エ)地上設置型広告物	上端の高さ		地上から最上端までの距離 10m 以内	地上から最上端までの距離 15m 以内	地上から最上端までの距離 15m 以内
	一基当たり	面積(各面の合計)	20 m ² 以内	30 m ² 以内	40 m ² 以内
(オ)塀・柵その他の工作物に設置するもの	一基当たり	縦	高さの範囲内	高さの範囲内	高さの範囲内
		面積表示	表示される面の面積の 1/2 以内	—	—